

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷一十第

論 說

- 德川時代の税制……………法學博士 瀧本 誠一
 基礎社會の發達方向(一)……………文學士 高田 保馬
 租税の限度に就きて(二・完)……………法學博士 神戸 正雄
 鎌倉時代の家族制度(七・完)……………文學博士 三浦 周行
 マルクスの勞働價值論の根本命題(一)經濟學士 堀 經夫

時事問題

- 經濟界不安の繼續……………法學博士 戸田 海市
 超過所得税論……………法學博士 小川郷太郎

雜 錄

- 現代支那に於ける社會上の一缺陷……………文學士 小島 祐馬
 收穫遞増減の諸觀點……………法學士 石川 興二
 ラレーの「和蘭貿易に關する考察」……………法學士 山口正太郎
 近刊の經濟史に關する三著述……………法學士 本庄榮治郎

鎌倉時代の家族制度（七、完）

三浦周行

五 家族制度の實施（續）

一般に他人を排斥せる此時代の相續慣習にありては、男女の實子なき場合に、其相續人を他人に求めずして一門親族の子女を養子となし、これに家督財産を讓與するを例とせり。池端文書に收むる建部親政の讓狀の如きは此間の消息を傳ふるものなり。

ゆつりわたすやうしねしめのいや二郎さまのところに大すみのくにさたのむらのうちて
んちやしきならひに御くたしふみいけのてうせうもんらの事、みきくたんのてんちやしきら
はちかまさかちうたいさうてんのしりやう也、しかるにきよたね一ものうゑ、ゑうせうよ
りとりやうするところこゝろさしあさからさるあいた、ゑいたいをかきて、きよたねにゆつ
りわたすところ也、よてこ日のために、ゆつりしやうくたんのことし、

文ほう二年十二月十日

建部親政（花押）

此場合に於て（一）一門及び（二）幼時より收養せることは并びに實子に准すべき要件たりしなり。而か

も養子は必ずしも男子に限れるにあらず、忽那文書に收むる元亨四年七月三日尼真妙の讓狀の如く、「無男女一子之間、爲如福女於養子、永代所讓渡也、全不可有他妨、如福女之外、號養子仁不可有之」云々といひて、男女の實子なき場合に女子を養ひ、所領の田畠所從を讓與せるもあれば、又正文書(一)の文永五年五月三十日新田賴有の讓狀の如く「せんねんのころ、女子源氏にゆつりたひて、あんとの御下文を申あたへ了、こゝにまこかめわう丸はかの源氏のしそくたるあいた、これをやうしとしてちやくしにたて、御下文并てつきのもんそらをあひそへてやうたいをかきて、かめわう丸にゆつりわたすところなり」云々といひて、孫女を養子となせるもあり、而して後者は嫡子に立て、惣領となせるものなれば、前文に接續して「たゞしきやうと大はんは大事の御公事たるによりてふげんにしたかひてかめわう丸がは、并こけふんにも、はうれいにまかせて、そのようとうをはいふんすへし」云々といひ、女子ながら惣領としての普通の任務を執行せしめたり。

然るに被相續人は生前に於て此家督及び財産の相續につきての意志表示をなすべき讓狀を幾回作製するともこれを妨げざりしかば、深堀文書(一)の正應二年六月二十六日沙彌明心の讓狀に、「たゞしききにゆつりしやうをかきおきたりしとおほえ候、ひさしくなりてふんみやうにもおほへす候あいた、これをかきなをし候」と見ゆるが如く、前年認め置きし讓狀を失記するが如きこ

とをも生じたり。然れども被相續人がこれを作製するに當りては、もとより後日の變更を豫期せるにあらざれば、幕府に向つてこれが承認(安堵)を申請するを例としたりしが、幕府は此申請を受くると共に、相續の目的物たる所領の所在地に其被相續人の申請の事實なるや否や、これに對して第三者の抗議なきや否やにつき證人の證言を徴し、然る後これに承認を與ふ(秋田縣採集文書一)其文書は即ち安堵狀なり。安堵狀は將軍の御教書、若しくは政所下文の形式に於て下附するを例とし、前者を安堵御教書といひ、後者を安堵下文といふ。其他讓狀の前(外題又袖といふ)に書して與へたること吉川文書(一)元亨二年十一月二十日の安堵狀の如きものもあり(これを外題安堵といふ)又其裏に書したると時代は稍遅るゝも吉川文書(一)に收めたる貞和六年十一月日吉川經盛の安堵下文を申請せる訴狀の裏に足利直冬が安堵の意味を認めたるが如きもあり。安堵狀の交付は斯る手續上多少の日子を要すべきのみならず幕府にありて専ら其事務を管掌せる安堵奉行の故意にこれを遅延せしめしこともこれなきにあらざりしは弘安七年八月十七日の新式目に

一 安堵奉行人事

稱_レ召_レ調訴陳狀、徒送_二年月_一之條、尤不便也、爲_三讓狀顯然者、早書_二上御下文_一於_レ有_三子細事_一者、即可_レ賦_二出引付_一

と見ゆるに據りて知るべし。今多數の殘存せる古文書に就きて、讓狀と安堵狀との日附の間隔を

調査するに、數月を隔つるは普通にて、數年を隔つるものあり、間十年二十年に及べるものさへあり。左に掲ぐる安堵狀の如きは其最も長きもの一なり。

將軍家收所下

可令_三早建部清親領_三知大隅國禰寢兩俣院地頭職_二事、

右任_二亡父散位清綱正元々年潤十月五日讓狀、爲_三彼職_一守_二先例、可_レ致_二沙汰_一之狀 所_レ仰如
件 以下、

正應元年九月廿七日

案主管野

令左衛門少尉藤原

知家事

別當左馬權頭兼相模守平朝臣(花押)

前 武 藏 守 平 朝 臣(花押)

(關廳文書)

此安堵狀の日附正應元年是被相續人の清綱が讓狀の日附正元々年より實に約廿九年後なり。これ安堵が通例被相續人の生前に申請せらるゝものなるに拘らず、被相續人の死後相續の開始に當りて始めて申請せられたるに依りて然るなり。市川文書(一)に收むる建長六年十二月十二日の安堵狀が讓狀の日附(天福二年十月二十五日)より約廿年後れたるが如きもこれと同一の場合なりとす。被相續人は此安堵狀給付後と雖ども、前日の處分を變更するを妨げず。留守文書に收むる正安

二年五月二十一日沙彌淨妙の讓狀に

一岩切村事、

當村者、讓_二與孫女參河行明藏人次女大江氏_一、雖_レ申_レ給安堵_一、於_レ事無_レ芳志_一之間、悔還_レ之、限_二永代_一所_レ讓_二與家明_一也、爲_二本主素意_一、悔返_レ之讓_二與事者_一、爲_二傍例_一上者、不_レ可_レ有_二違亂_一と見えたるは即ち其一例なり。これ主として父母及びこれに准すべき祖父母對子孫間に於て被相續人たる祖父母父母の讓狀が最後の意志表示を有效となすべく、安堵狀を以て讓狀に對抗するを得べからざればなり。

彼等は其讓狀に於て單に相續人に對するのみならず、相續人の死亡、成長、其他の場合を豫想して相續の順位をも遺言せるものあり。例せば深堀文書(一)に收めたる寛喜二年八月四日平仲光の讓狀に於て、仲光が其勳功の賞として給はれる所領攝津國吉井新庄の田を妻平氏に讓與するに當り、

平氏者、依_レ爲_二年來之夫妻_一所讓與_二也、仲光一期之後者、無_レ相違_二可_レ有_二御知行_一者也、又平氏一期之後者、五郎能仲仁可_レ讓與_二、更雖_二嫡子次男_一不_レ可_レ有_二其妨_一者也、

といへるが如し。即ち仲光は妻の死後、必ず五郎能仲に相續せしめんとするものにして、妻の任意處分を許さず、これに對しては長兄次兄と雖ども異議を挟むべからざるなり。而かも父の死後

親權を行ふものは母たるより、是等の讓狀には、父が其子女に向つて、死後母の命に従ふべきを載せ、これに違背せるものに向つては母の任意處分を許せること正木文書(一)の實治二年八月八日源時兼の讓狀に「をよそかやうにゆつりわたすといふとも、は、の、こ、ろををむかむにいたては、は、の、しんたいにてあるへし」といへるが如きものあれば、又寡婦として亡夫の遺言に任せて遺産の處分をなすこと、志賀文書(坤)の延應二年四月六日尼深妙の讓狀に見えたるが如きもあり。此場合に於て、寡婦は必ず亡夫に對して貞操を全うせるものならざるべからず。是を以て所領の争は往々相手方より寡婦の改嫁即ち再婚の事實あるを訴ふることとなりしが、幕府はこれに對して慎重なる調査を行ひ、延應元年の追加に於ても、證據分明ならざるものはこれを不問に附すべしとなせること、余が既に第四章に説きしところなり。松浦黨山代文書に收むる寛元二年八月十八日鎮西守護所下文に據れば、肥前國御家人益田通廣が山代固後家尼の改嫁を訴へ出でしにつき、幕府は審理の結果、原告の申立てたる數名の證人の證言を以て信すべからずとなし、更に同國の御家人數名の證言を徴せしも改嫁の證據充分ならざるを認めて、原告の訴を却下せしこと見えたり。これ延應元年より約五年の後なれば幕府が此追加の實施につきての方針如何を下すに足らん。

被相續人たる親は又其讓狀に於て、遺言に違背せる相續人を不孝の仁となすと載するを例とせ

り。深堀文書(一)の正應二年六月二十六日沙彌明心の讓狀に「このむねをそむきていらんをいたさんにおきては、明心が所りやうにおきては、一ふんたりといふことも、知行すへからす、なかくぶけうのこたるへし」云々といへるは相續人を不孝の子となすものにして、留守文書(一)の正安二年五月二十一日沙彌淨妙の讓狀に「若背此狀於致違亂煩輩者、爲淨妙不孝之仁、於讓與所々者、家明可申給之」云々といへるは被相續人の遺言を違背せるものを不孝の仁として、其讓與せる所領を嫡孫たる家明の手に收めしめんとするものなり。所謂不孝は即ち義絶、勘當といふに同じく、親子祖孫の義を絶つものなれば、同時に不孝せられたるものは遺産の相續權を喪失すべく、既に相續せるものは悔還(返還)さるゝを免れざりき。都甲文書(乾)弘長二年四月十九日大神惟家の讓狀に、「右件所職者、惟家代々相傳之所職也、而嫡子彌四郎左衛門尉惟氏仁先年之比雖與手繼之狀、器量不足之間、悔還其狀、今五郎左衛門尉惟親仁于本證文、代々關東御下相知、副手繼之狀、限永代所讓與實也」云々といへるは器量不足を理由とするものなるが、其他は被相續人の命令違背を理由とせり、而してそは啻に被相續人の生前に於て然りしのみならず、死後と雖ごも、惣領は庶子の相續分を被相續人の遺言に依りて收めてこれを取得したりしなり。

義絶は通常義絶狀なる文書を作製し、義絶者、親族(一家)又は居住地の人々(在地人)と連署するを例とせり。さればこれに依りて相續より除斥せられたるものは往々自己の利益の爲めに義絶

狀の偽造(謀書)に係ることを主張し、幕府の審理裁決を仰ぎしことあり。松浦黨山代文書の嘉禎四年(曆仁元年)十月二十七日兩六波羅の下知狀及び大川文書の仁治二年八月二十二日の幕府の下知狀はこれを證す。只大友文書(一)に收めたる延應元年十二月九日の幕府の下知狀は式目の實施につきて頗る注意に値するを以て、先づ其全文を左に收め、聊かこれが解説批判を試みんとす。

帆足清三郎家近與^(高)舍弟五郎通經相論豐後國戶幡昌禰佐古地頭^(職)幡并斗加利屋敷事、

右對決之處、子細^(高)多、戶幡昌禰佐古^(高)家近母領之條勿論也、而道西令^(當)勘堂家近、雖

分讓通綱等^(高)、西存生之時者、父子相論之間、可爲^(高)道西進止之由御成敗畢、但依^(高)家近奉

公^(高)云道西云通綱等、通^(高)京方科之處、家近安^(高)堵本屋敷之時、令^(高)追^(高)出道西之由依

愁申^(高)、于^(高)今無^(高)御成敗、然道西已令^(高)死去云々、云^(高)母領云道西跡、家近之外雖^(高)無^(高)知行

之仁、家近終不被^(高)免^(高)道西勘堂^(當)歟、然則於^(高)戶幡昌禰佐古^(當)者、家近一向可^(高)領知之、至^(高)道

西^(高)勘者、割^(高)分五分之一、家近同可^(高)領知也、殘五分四者、通綱廣道可^(高)分領之、京方之

科已後之間、就^(高)寬宥之儀^(高)如此所有^(高)御計也、者依^(高)鎌倉殿仰^(高)下知如^(高)件、

延應元年十二月九日

前 武藏守 在御判

修理權大夫 在御判

此下知状は幕府が豊後國御家人たる帆足家近通經兄弟間に於ける所領の争に對する判決にして其要點は下の二點に分る。第一は兩名の係争物件はもと家近が母の所領を相續せるものなるを家近の父道西に於て家近を勸當して通綱等に分配したれば、先きに父子の間に訴訟紛議を生ぜしも、幕府は子として父を訴ふるを許さざる規定に依り、道西の管理に歸せしめたり。第二は承入の戦後に於て道西及び通綱等は官軍に屬したれば、幕府の處分を受くべきを、家近の幕府に對する勸勞に依りて其罪を赦されたりしが、道西は家近の爲めに其家より追はれしより紛議を生じて係争中死去せるものなり。此場合に於て、家近が嫡子たるは本文中母の所領、父の遺産共に家近の外には知行すべきものなしといへるにても明らかなり。而して第一の點につきて論せんに、妻は其特有財産を認められたれば、其子に讓與するはもとよりこれを妨げず、故に家近が母より讓られたる財産を父道西が其弟に分配せるは不法の處置なるも、而かも子として父を訴ふるは所謂告言の罪とするところなるを以て、父の存生中は其敗訴に歸せしめらるゝは當時の立法上避くべからざるところなりとす。然るに家近は道西の爲めに勸當せられたり、御家人が其子を勸當するに當りては、執權の抑止も聽從するを要せざりしこと、余の第四章に説ける武田光運が其子信忠を勸當せし場合に徴して知らるべし。而かも同時に勸當せられたる子の公職を罷めしむることを得ざりしは、余が夙に我法制史上、公私二權の分立を見るべき事實として指摘せるところなり。故に家

近の如きも、父の勸當を受けし後尙ほ幕府に出仕し、承久の戦役に當りて、道西父子は官軍に屬せしも彼れの奉公に對して幕府の處分を免るゝことを得たり。然れども道西家近の父子間は尙ほ不和の状態を續け、家近は終に父の勸當を赦さるゝに及ばずして道西の死去に遭へり。是に於て幕府の判決は第一の點につきては弟通經の申立を斥けて、家近が母の所領を相續するを認め、第二の點につきては道西の遺領中より五分の一を割きて家近に知行せしめ、餘すところの五分の四を以て、通綱廣道に分配せしむべしとの決定を與へたり。

以上の第一判決の理由は父子間の訴訟に於てこそ告言の罪は成立すれ、兄弟間の訴訟はこれを問はざるを以て適法の處置に出でたりしものにて問題とはならず。然るに第二の理由は少しく研究の餘地あり。道西の遺領五分の一を家近に與へしは何んの規定に據りしや。式目を按ずるに、其第二十二條に親が幕府に對して功勞ある嫡子を遺産分配に除斥せる場合には新に立てし嫡子の相續分を割きて五分の一を與ふる規定あるも、そは親の爲めに義絶せられしことなきを條件となすものなれば、此點家近の場合に該當せざるのみならず、式目の五分の一は新に嫡子となれるもの、受くべき遺産の五分の一を意味し、此場合の父の遺産全部の五分の一にはあらず。旁幕府に對する奉公以外本條を適用すべくも思はれざるなり。幕府の下知狀に據れば、道西は承久の役に幕府に反きて官軍に屬せり。式目第十六條を按ずるに、御家人の京方たりしもの偶檢擧を免れて

近年發覺せるものは所領の五分の一を沒收せらるゝ規定あり。今幕府の下知狀に家近の奉公に依りて京方たりし罪を遁れ來りし道西が、其遺領の五分の一を收めらるゝを説く文中、「京方之科已後之間、就_レ寛宥之儀、如_レ此所_レ有_レ御計也」とあるは式目の「依_レ自然之運_レ遁來之族、近年聞食及者、辨_レ已_レ違_レ期之上、尤_レ就_レ寛宥之儀、割_レ分所領内、可_レ被_レ沒_レ收五分一」と頗る文意の相一致するものあり、下知狀の已後は即ち式目の違期にして延應元年は承久三年より約十八年の後、式目の制定せられし貞永元年よりは更に約四年の後とす。道西は本來死刑に處せられ、所領を沒收せらるべきものなるも、斯く歲月を経過せる後なるが故に、特に寛典に處して五分の一の沒收に止めたりしなり。而かも幕府がこれを家近に與ふるに至りては式目第十六條の載せざるところにして其意は家近が幕府に對して勤勞あるに拘らず、父の遺産處分に洩れたることに向つて同情を寄せたるものなれば、此點第二十二條の精神に一致すと謂はざるべからず。幕府が父の爲めに勘當せられし子の勤續を許したるのみならず、父の勘當を受けて、遺産分配より除斥せられしものに向つて、父の遺産を沒收せる一部を與ふるが如きは、亦公私二權の關係に於て、注意を要する事實なりとせずや。然れば親の存生中、家督を相續して惣領たりしもの、親の勘當を受くるに於ては惣領を廢除せられて別に一家を創立するの外なきも、公權公務を褫奪せらるゝが如きこともとよりこれなかりしなり。而して沙石集に見えたる一説話の如きは、父の讓狀が相續に於て奉公以上の

効力を有せることを示すものなればこれを左に收めん。

鎮西ニ父ノ跡ヲ兄弟相論スルコトアリケリ、父貧クシテ所領ヲ賣リケルヲ、嫡子カシコキモノニテ、マツシカラスマ、ニ、コレヲ買テ還シテ父ニシラセケリ、斯リケル程ニ、イカナル仔細カアリケン、弟ニ跡ヲサナガラ讓リヌ、兄關東ニテ訴訟ス、弟召シテ對決ス、兄嫡子ナリ奉公アリ、申所道理アレト、弟讓狀ヲ手ニ握リテ申上ゲバ、共ニ其謂レアリ、成敗シ難シトテ、明法ノ家ヘ尋ネラル、法家ニ勸ヘ申シテ曰ク、嫡ナリ奉公アリトイヘト、父既ニ弟ニ讓リヌ、仔細アルニコソ、奉公ハ他人ニ取リテノ事ナリ、子トシテ奉公ハ至孝ノツトメナリ、弟ガ申處道理ナリ、仍第家督ノ下文給テ下リヌ、

更に轉じて、當時の總領其他親族間に於ける一般訴訟の傾向を考ふるに、父子間の訴訟が絶対にこれを許されざりしは既に説きしところなるが、庶子が嫡子を訴ふることの如きも(多くの場合兄弟)其訴訟は和解を圖るべき立法ありしこと第二章に説きしところなり。故に志賀文書(二)の延慶三年十月六日の九州探題北條實政の下知狀に收めたる阿法の讓狀にも、「不可背嫡子之命、縱雖不可沙汰事不可及上訴、何度母可懇望、背命者、可爲嫡子進退」云々とありしことを載せたり。而して祖父母は父母に准すべきも、外祖父母は然らず、故に市川文書(一)に收めたる弘安元年九月七日の幕府の下知狀の一節にも「外祖父母猶以不憚敵對、况外戚養祖母不

可_レ有_レ其難_レ云々といひて外孫の外祖父母を訴ふるを妨げずとなせるを見るなり。

然りと雖も、親が遺産の處分につきて幾度其意志を變更するも、最後の意志表示を有効とする爲め、これが犠牲となりし諸子の間にはもとより不平なきを保せず。是に於てか親の死後兄なりと稱して嫡子の所領を押領し、(石志文書貞應元年十二月二十三日の鎮西守護所下文の如き)親の最後の意志表示たる讓狀(所謂後判讓狀)を偽造(謀書)なりとし、(留守文書)徳治二年十一月二十七日の幕府の下知狀に見えたるが如き)被相續人の七十歳以上老耄後のものなれば無効なりとし、(阿蘇文書正安元年十二月廿日の幕府の御教書の如き)嫡子が被相續人の遺言を履行せすとし、(留守文書)元亨四年六月二日の幕府の下知狀に見ゆるが如き)庶子の妾堵狀の下附申請を否認し、(志賀文書)元亨二年二月廿四日藤原貞朝の披露狀の如き)兄弟姉妹叔姪夫婦等の間に訴訟紛議を生じて、屢幕府を煩すを見たり。是等に對して幕府は常に適法の判決を下すに力めたりしが、就中文書偽造(謀書)の訴に向つては、被相續人の筆蹟花押等につきて参考書類(類書類判)の提出を命じ、讓狀作製の前後の事情日附等につきて調査する等相當慎重の手續を經たりしを見る。市川文書(一)に收めたる文永二年閏四月十八日の幕府の下知狀に「次十七日狀縱雖爲實書、或造直文字、或襲_二字上_一之間、如_二傍例_一者、難_レ被_二信用_一之由爲泰(原告)同離_レ申_レ之、彼文字非_レ指肝要之上又無_レ別私曲_レ歎_レ」云々といひしに據るも、文書の裁判鑑定が當時相當に發達し

居たりしを偲はしむ。

六 結 語

余は以上を以て畧此時代の家族制度に關する立法及び慣習を考察せり。殊に余の劈頭に説きしが如く我家族制度に於て家長專制の風殊に甚しきに至りしは寧ろ室町時代の中世以後所謂戰國時代に至りて時世の須要がこれを馴致したりしものなるが、此時代にも遺産の分割相續を否定して家督と共に一子に相續せしめんとする風全くこれなかりしにあらず。即ち多くの讓狀の中には、間、其所領を男女の子息に讓與すべきも、分限尪弱にして、これを割分するに於ては御公事等難治なるに依り一圓に嫡子に讓り、他の男女の庶子等は嫡子を相憑んで過すべしとの文意を載せたるものこれあり。(例へば茂木文書一)の嘉元々年十一月二十六日沙彌心佛の讓狀の如き)即ち戶主たる嫡子は家督を相續すると共に、被相續人の全遺産をも相續する代りに、家族たる庶子扶養の義務を負ふべしとなすものなり。而して萩藩閩閩錄に收むる元徳二年三月十八日、沙彌長快の讓狀に「右件所々者長快相傳之所帶也、而相副次第證文等所讓與嫡子彦三郎通時之實也、雖可相分庶子等、分限狹少之間、於令相分者依不可逢上之御大事、讓渡通時一人者也、雖爲後々末代、於長快跡者子孫之中以二人可令相續之」といへるは一朝有事の際、臣節を

全うし難きより嫡子一人に譲らんとするものにして、子孫に至る迄これを遵守せしめんとするもの、平時の公事の爲めといふよりも一層深刻なる意義を加ふるを見るべし。要するに一家經濟上の見地より、所領の少きものが徒らに諸子に分配するの結果は相率ゐて薄資者となり、幕府の軍務に服すべき餘裕なきに至るを恐れたるものに外ならず。降りて戰國時代となりては家と家との間に於ても、生存競争頗る激烈となりし爲め、主君の爲めといはんよりは寧ろ自家の維持保全を圖るの急を加へ、此意味よりして一般に分割相續を排して、家督と遺産とを併せて一子に相續せしめ、諸子の一致協方に依りて他の迫害を斥け一家の強大を期せんとするの風時代共通の傾向として現はるゝに至れり、是に於て此時代の特殊事實は一般普通の事實となりたりしのみ。其詳細の如きは更に稿を改めてこれを説かん。